

## 不燃認定について

### 不燃認定品

法定不燃石膏ボードへの施工(直張り)で「不燃仕上げ」になります。  
防火規制の厳しい用途に適しています。

内装制限により不燃仕上げが求められる場所		不燃認定品の防火性能				
防火区画	防火性能	防火種別	防火性能(施工法:直張り)			
			不燃材料下地	不燃石膏ボード	準不燃材料下地	金属板下地
11階以上の建築物の防火区画	令112条5~7項	1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃
地下街の防火区画	令128条の3 1項1号 3号 5項	1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃
階段、吹き抜け等の防火区画	令112条9項	1-6	不燃	不燃	準不燃	—
避難階段および特別避難階段の内装制限	令123条1項2号 3項3号	6-1	不燃	不燃	—	—
非常用昇降機の乗降ロビーの内装制限	令129条の13の3 3項5号					

防火仕上げをする場合は、下地にシーラー処理をすることが義務付けられています。  
防火認定制度については58頁をご覧ください。

### 不燃認定品 220点

4002	4003	4004	4005	4006	4007	4008	4009	4010	4011	4012	4013	4014	4015	4016	4018	4019
4020	4021	4023	4024	4025	4026	4027	4028	4029	4030	4032	4034	4035	4036	4037	4038	4039
4040	4043	4044	4045	4046	4047	4196	4197	4208	4209	4210	4211	4212	4213	4217	4218	4222
4223	4224	4225	4226	4227	4228	4229	4232	4233	4234	4235	4236	4237	4238	4252	4253	4254
4255	4258	4259	4276	4277	4278	4279	4280	4281	4282	4289	4290	4291	4292	4293	4294	4295
4300	4301	4302	4303	4304	4305	4306	4307	4308	4309	4310	4311	4312	4313	4314	4315	4316
4317	4331	4332	4333	4334	4335	4349	4350	4354	4355	4356	4357	4358	4359	4360	4361	4362
4372	4373	4374	4375	4402	4403	4407	4408	4409	4431	4432	4442	4443	4444	4445	4446	4464
4465	4466	4467	4468	4469	4470	4703	4704	4706	4707							
18001	18002	18003	18004	18005	18006	18007	18008	18009	18010	18011	18012	18013	18014	18015	18016	18017
18018	18019	18020	18021	18022	18023	18024	18025	18026	18027	18028	18029	18030	18031	18032	18101	18102
18103	18104	18105	18106	18107	18108	18109	18110	18111	18112	18113	18114	18115	18116	18117	18118	18124
18125	18126	18201	18202	18203	18204	18205	18206	18207	18208	18209	18210	18211	18212	18213	18214	18215
18216	18217	18218	18224	18225	18226											

### 防火壁装材料認定共同管理の運用開始について

一般社団法人日本壁装協会は、新たに防火壁装材料の認定共同管理を開始しております。  
協会として新たに防火材料認定を取得することで、防火壁装材の認定使用に関する品質の向上、仕様・性能面でのコンプライアンスの維持を目的としています。

価格表に掲載している防火認定番号および防火種別が、見本帳有効期限内に変更される場合があります。  
日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

### 日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

ホームページアドレス(携帯電話からも同じです) <https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

## 防火認定制度と見本帳表示について

### 防火について

防火材料とは、不燃材料・準不燃材料・難燃材料の3つの性能区分に分けられ、国土交通大臣が定めた、または認定した材料です。建築基準法により内装制限を受ける箇所には所要の防火性能を持つ材料を使用しなければなりません。  
壁紙は、下地との組合せで防火性能が決まります。つまり、施工する下地の性能によっては同じ壁紙でも防火性能が異なる場合があります。下記告示に表記のない下地に施工した場合は、防火壁装材料として認められません。

### ■不燃材料(建設省告示第1400号ならびに国土交通省告示第1178号による改正) 建築基準法第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次に定めるものとする。

コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ3mm以上)、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ5mm以上)、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、石膏ボード(厚さ12mm以上、ボード用原紙の厚さ0.6mm以下)、ロックウール、グラスウール板

### ■準不燃材料(建設省告示第1401号平成12年5月30日) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定めるものとする。

不燃材料、石膏ボード(厚さ9mm以上、ボード用原紙の厚さ0.6mm以下)、木毛セメント板(厚さ15mm以上)、硬質木片セメント板(厚さ9mm以上、かさ比重0.9以上)、木片セメント板(厚さ30mm以上、かさ比重0.5以上)、パルプセメント板(厚さ6mm以上)

### ■難燃材料(建設省告示第1402号平成12年5月30日) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第六号の規定に基づき、難燃材料を次のように定めるものとする。

準不燃材料、難燃合板(厚さ5.5mm以上)、石膏ボード(厚さ7mm以上、ボード用原紙の厚さ0.5mm以下)

### 防火認定番号について

認定番号は、不燃の防火性能を有するものは「NM」、準不燃は「QM」、難燃は「RM」の記号がそれぞれ頭に付いた4桁の番号となります。

認定番号	
不燃 NM-〇〇〇〇	*NM— 「Noncombustible Material」 燃えにくい材料
準不燃 QM-〇〇〇〇	*QM— 「Quasi Noncombustible Material」 類似の(準)燃えにくい材料
難燃 RM-〇〇〇〇	*RM— 「Fire Retardant Material」 火を遅らせる材料

### 壁紙品質情報管理システムの軸は、「防火製品表示ラベル」と「防火施工管理ラベル」

壁紙品質情報管理システムでは、防火壁装材料の製造出荷から現場施工仕上げまでの管理を一貫して行うため、2つの表示ラベルを運用します。製品には「防火製品表示ラベル」が、また、施工現場の仕上げ箇所には「防火施工管理ラベル」がそれぞれ表示されます。なお、日本壁装協会の「防火壁装材料品質情報管理システム」に参加、登録していない場合、両ラベルの表示ができませんのでご注意ください。

### 1. 防火製品表示ラベルについて

国土交通省より防火認定を取得し、防火仕上げに適用できる壁紙には、製品の外装面に「防火製品表示ラベル」が貼り付けられます。また、ラベルには防火性能や認定番号、その他の認定に関する情報が記載されています。

### 防火製品表示ラベルの種類

紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
------	-------	----------	-----------	--------	-----

### 材料の区分および種類

「防火壁装材料・品質情報管理システム」では、「材料の区分」「種類」の項目を設けて、防火壁装材料の分類に活用しています。なお、「材料の区分」の構成内容は左記の「防火製品表示ラベル」に準じて整理し、また「種類」は製法や素材構成、化粧層の違いにより設定されています。

材料区分	紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
種類	加工紙 紙布 和紙	織物 絹毛 化学繊維織物 化学繊維絨毛 絹織物	塩化ビニル	プラスチック オレフィン	水酸アルミニウム系 骨材 ガラス繊維	合皮紙 2次元紙 塗料仕上げ

## 防火認定制度と見本帳表示について

防火壁装材料の種別一覧表(平成25年12月9日現在)

防火種別	防火性能						
	施工方法/直張り			施工方法/下張り			
	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料	金属板	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃	準不燃	難燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	—	—	—	—
1-4	不燃	不燃	不燃	準不燃	—	—	—
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	—	—	—
1-6	不燃	不燃	準不燃	—	—	—	—
1-7	不燃	不燃	準不燃	不燃	—	—	—
1-8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—	—
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—
2-5	準不燃	準不燃	準不燃	—	難燃	難燃	難燃
2-6	準不燃	準不燃	—	—	—	—	—
2-7	準不燃	準不燃	—	不燃	—	—	—
3-1	不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
3-2	不燃	不燃	難燃	—	—	—	—
3-3	不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
4-1	準不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
4-2	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
5-1	難燃	難燃	難燃	—	—	—	—
6-1	不燃	不燃	—	—	—	—	—
6-2	—	—	—	不燃	—	—	—
6-3	不燃	不燃	—	不燃	—	—	—
6-4	不燃	—	—	不燃	—	—	—
6-5	不燃	—	—	—	—	—	—

### 壁紙との組み合わせで防火認定取得可能な施工下地の代表例

- ・不燃材料 …… 告示第1400号の「厚さ5mm以上の繊維混入珪酸カルシウム板」**「モルタル」**
- ・不燃石膏ボード …… 告示第1400号の「厚さ12mm以上の石膏ボード」
- ・準不燃材料 …… 告示第1401号の「厚さ9mm以上の石膏ボード
- ・金属板 …… 告示第1400号の「金属板」(アルミニウムを除く)

### 防火認定について

防火認定商品は、施工現場において基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の施工共通仕様」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。

### 防火種別について

左の数字1～5は旧通則認定における検定区分に基づく区分(新規取得品を含む)です。また新たな下地との組合せによる新規認定取得品は6の数字で区分します。右の数字は総ごとの各々の進歩を示し、旧通則認定商品と個別認定商品のいずれの防火性能も判別できるように記号化して分類をしています。

この種別は、認定番号等の公的な表示ではありませんのでご注意ください。  
また種別は随時追加・変更がなされております。必ず最新の情報をご確認ください。

### 施工管理について

施工管理は、「申請者が設置施工を行う責任施工」または「申請者が責任をもって施工者を指導する」のいずれかで行います。

## 2. 防火管理ラベルについて

認定条件に基づいて壁紙と下地材を組合せ、かつ日本壁装協会が制定した「防火壁装材料の施工共通仕様」により施工を行った場合、施工箇所には防火性能を表す「防火施工管理ラベル」を表示することができます。

### 防火施工管理ラベルの種類

<p>不燃材料</p> <p>告示第1400号の「厚さ5mm以上の繊維混入珪酸カルシウム板」 告示第1400号の「厚さ12mm以上の石膏ボード」</p> <p>(赤)</p>	<p>準不燃材料</p> <p>告示第1401号の「厚さ9mm以上の石膏ボード」</p> <p>(緑)</p>	<p>難燃材料</p> <p>告示第1400号の「金属板」(アルミニウムを除く)</p> <p>(青)</p>
---	---	---

## 内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等	対象となる規模等				制限				
	耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等			
特殊建築物	1	劇場、映画館、演奏場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの			客席の床面積の合計が100㎡以上のもの			
	2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ)、その他これらに類するもので法令に定めるもの	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(100㎡(共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く)	2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院、診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの	壁・天井等(壁・天井とも)以下除く	準不燃以上(壁・天井とも)(※2)		
	3	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む(床面積10㎡以内は除く。)	3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの		2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの			
	4	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオまたはテレビスタジオ	全 部						
	5	地下または地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの	全 部						
6	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの	階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの		階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの		学校等(※1)を除く。耐火建築物または準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。		難燃以上(壁・天井とも)壁/床面上1.2m以下除く(※2)	準不燃以上(壁・天井とも)(※2)
無窓	7	窓その他の開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50㎡を超える居室で高等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの		温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)		準不燃以上(壁・天井とも)(※2)	準不燃以上(壁・天井とも)(※2)	
調理室等	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備または器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く		階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上層以外の階に火を使う設備を設けたもの		住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの	準不燃以上(壁・天井とも)(※2)	

[除外規定] 上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	建築物の11階以上の部分200㎡以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない。	100㎡以内に防火区画		200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)		500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)	
		9	100㎡以内に防火区画	200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)	500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)	スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	
10	地下街	100㎡以内に防火区画	200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)	500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)			

- ① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③ 内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。
- ⑤ 都道府県では条例で独自の内装制限を定めているものもあります。各自治体に確認してください。

- ※1 学校、体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場。
- ※2 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの。